

# 200W超のアマチュア局の新スプリアス規格への対応

200W超の無線設備について、新スプリアス規格への適合を確認する方法が増えました。  
(使用期限(令和4年11月30日)を超えて継続使用されたい場合は、以下のいずれかの方法で対応してください。)

200W超の無線設備※1を使用している場合



総合通信局等に  
「届出書等」の提出が必要です。※2、3

← 選択可能になります →

## 確認保証による方法

200W超の無線設備について、保証業務を行う者による新スプリアス適合確認が可能になります。

保証実施者のスプリアス確認※4を受ける

※4: [保証実施者のH.P.](#)をご確認ください。

※1: エキサイタ(主として200W以下のトランシーバー等)とリニアアンプの組合せ(装置番号毎)

※2: ただし、「平成17年12月1日以降に実地検査(注)を受けた無線設備」であって、かつ、「検査時のまま無線設備構成を維持している場合」は、手続き不要です。

(注)総務省による検査又は登録検査等事業者による点検。(当該検査時において、「旧スプリアス」規格による測定を希望した場合を除く。)

※3: 「新スプリアス規格に適合済みのエキサイタ」と「(3)製造事業者等が測定した無線設備」に掲載するリニアアンプとの組み合わせの場合は、総合通信局等への測定データの提出は省略できます。  
(保証実施者のスプリアス確認も不要です。)

## 測定による方法

従来の、200W超の無線設備の新スプリアス適合確認方法です。

免許人・メーカー・免許人から委託を受けた者が特性を測定したデータを添付して、「届出書」※5を総合通信局等に提出

※5: 「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書」の様式は[総務省H.P.](#)から入手できます。